

第1回 可決した 第11回 議案

区長提出議案

●平成26年度中野区一般会計補正予算(第4次)

歳入歳出にそれぞれ34億3075万9千円を追加し、予算額は1256億9306万円となりました。

主な内容は、障害者福祉サービスに係る報酬の改定が本年4月から実施予定であることから、福祉総合システムを改修する経費1036万8千円を追加計上し、事業の内容や実施時期の変更などにより、新区役所整備基本構想・基本計画の策定に係る経費などを減額するものです。

●平成26年度中野区用地特別会計補正予算

歳入歳出からそれぞれ4548万4千円を減額し、予算額は133億3651万6千円となりました。

●平成26年度中野区国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出にそれぞれ1億7114万3千円を追加し、予算額は338億7214万3千円となりました。

●平成26年度中野区後期高齢者医療特別会計補正予算

歳入歳出にそれぞれ2993万6千円を追加し、予算額は64億8093万6千円となりました。

●平成26年度中野区介護保険特別会計補正予算(第2次)

歳入歳出にそれぞれ1億797万4千円を追加し、予算額は212億2887万9千円となりました。

●平成27年度中野区一般会計予算

●平成27年度中野区用地特別会計予算

●平成27年度中野区国民健康保険事業特別会計予算

●平成27年度中野区後期高齢者医療特別会計予算

●平成27年度中野区介護保険特別会計予算

●中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

●中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

●中野区行政手続条例の一部を改正する条例

●中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

●中野区立幼稚園教育職員給与に関する条例の一部を改正する条例

①行政指導をする際に、許認可等をする権限等を行って得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならぬこと②行政指導が法律等の規定に違反するときは、当該行政指導の中止等を求めることができること③法令等に違反する事実があるときは、何人もその是正のための処分等を求めることができることとするものです。なお、この改正に伴い、引用条項の整備を行うため、この条例の附則で「中野区特別区税条例」を改正します。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

「中野区長等の給料等に関する条例」ほか8件の条例について、規定の整理等を行うものです。

●中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

●中野区教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

●中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

●中野区立幼稚園教育職員給与に関する条例の一部を改正する条例

●中野区立幼稚園教育職員給与に関する条例の一部を改正する条例

●中野区立幼稚園教育職員給与に関する条例の一部を改正する条例

●中野区立幼稚園教育職員給与に関する条例の一部を改正する条例

●中野区職員配属者同行休業に関する条例

●中野区指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

●中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

●中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

●中野区スポーツ・コミュニケーションプラザ条例

●中野区指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例

●中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例

●中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例

●中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例

●中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例

●中野区指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

●中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

●中野区指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例

●中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例

●中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例